



三世代同居・近居にかかる住宅取得費用等の一部を助成します。

三世代同居・近居住宅支援事業補助金

概要
三世代同居や近居を始めようとする方に対して、住宅取得や増改築に必要な費用の一部を補助します。

対象者
町内で新たに三世代での同居・近居を始めるために、住宅を取得等する子育て世帯

補助金額
・補助対象費用の1/10（上限50万円〜200万円）
※補助上限額は、申請者の居住地（町内・町外）、居住計画（同居・近居）、住宅の取得方法（購入、新築・増改築）によって異なります。詳しくは、坂町ホームページをご覧ください。

主な要件
・既に町内で三世代同居をしていないこと
・補助金が交付された日から5年以上継続して三世代同居・近居を続けること
・地区住民福祉協議会に加入すること
※補助を受けるには、**売買・工事請負契約締結前に交付決定を受ける必要があります**。住宅購入を検討の際は、お早めにご相談ください。



子育て世帯の転入、転居にかかる引越費用等の一部を助成します。

子育て世帯引越支援事業助成金

概要
町外から転入された方、町内で持ち家を購入された方を対象に、引越費用等の一部を助成します。

対象者
「町外から転入」または「町内で持ち家に転居」する、中学生以下の子ども（出産予定を含む）がいる世帯

助成内容
▼ 助成額
・助成対象費用の1/2（上限10万円）
▼ 助成対象費用
・引越費用
・仲介手数料（賃貸）
・礼金（賃貸）
・不動産登記費用

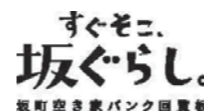
※引越手当等で補てんされるものがある場合、差引きして助成額を算定します。

主な要件
・助成金が交付された日から、5年以上継続して町内で居住すること
・地区住民福祉協議会に加入すること

申請期限
・住民票の異動日から1年以内です。転入、持ち家に転居された方は、お早めにご相談ください。



問合せ 役場企画財政課 ☎820-1507



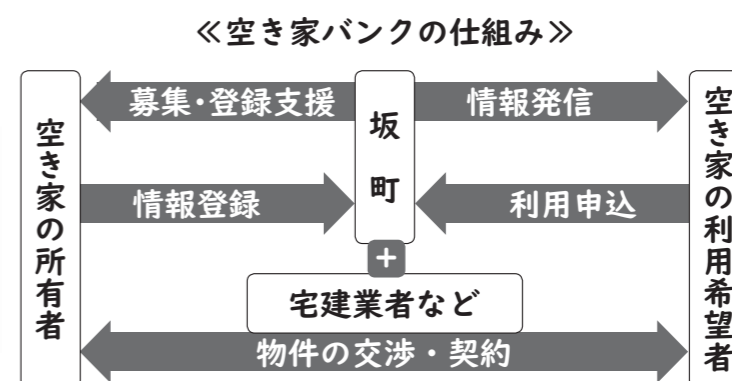
お持ちの空き家でお困りの方、ぜひ空き家バンクをご活用ください。

空き家バンク

概要
空き家の売却や賃貸により空き家の活用を希望する方から、空き家物件の登録申込みを受け、その情報を、坂町ホームページ等で公開し、空き家の利用を希望する方へ紹介する制度です。

登録できる物件
① 個人が居住を目的として建築し、現在居住していない、もしくは近く居住しなくなる予定の町内にあり建物の
② 「①」の敷地
③ 「①」を除外した後物件の登録に必要な情報については、坂町が専門業者等の協力により、調査等を行います。

利用できる方
① 空き家に定住または定期的に滞在する方
② 空き家を活用し、地域の活性化に寄与する活動を行う方



魅力的な坂ぐらしを実現したい!



空き家改修等支援事業補助金

概要
坂町空き家バンクに登録されている空き家の活用のために、空き家の改修等（改修、解体、家財道具等処分）に必要な費用の一部を補助します。

対象者と補助内容
【空き家所有者の場合】
・所有している空き家を、売却や賃貸により活用するため、坂町空き家バンクに5年以上物件登録する方
・補助率…改修等に要した費用の1/2
・限度額…30万円

【町外転入者の場合】
・坂町空き家バンクに登録し、空き家の所有者から空き家を取得または賃貸し、自ら改修等した空き家に5年以上居住する予定の、町外から転入する方
・補助率…改修等に要した費用の1/2
・限度額…30万円+加算（中学生以下一人につき10万円（二人まで））

対象となる空き家
・坂町空き家バンクに登録された物件
対象となる経費
・台所、浴室、便所、床、外壁等の生活に必要な改修費用
・老朽化した建物の解体・撤去費用
・家財道具等の処分費用

交付の決定時期
・改修等した空き家（除却後の敷地に建築された住宅を含む。）に住民票の異動を伴う居住者が確認できたときに補助金を交付します。

※必ず、改修等工事請負契約前および家財道具等処分着手前に交付申請を行ってください。



問合せ 空き家活用支援窓口専用ダイヤル ☎820-1520